

平成 26 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ  
代表者名 代表取締役 前田 和彦  
(JASDAQ・コード 8886)  
問合せ先  
役職・氏名 総務部長 寺本 博  
電話 052-249-3503

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 8 月 26 日開催予定の第 32 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の目的

- (1) 不動産事業の事業領域拡大に対応するとともに事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条第 6 号につきまして、事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 主としてインターネットを活用した広告サービス事業の業容拡大を図るため、現行定款第 2 条第 11 号に新たに事業目的を追加し、現行第 11 号を第 12 号に繰り下げるものであります。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利に関する規定を新設し、現行定款第 8 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

取締役会決議 平成 26 年 7 月 30 日  
株主総会開催日 平成 26 年 8 月 26 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、建物の賃貸、仲介および売買</li> <li>2. 建築物の設計、施工および販売</li> <li>3. 建設資材、家具、インテリア商品の製造、販売および輸出入</li> <li>4. 建設ならびに不動産の管理および運用に関するコンサルタント業務</li> <li>5. 不動産投資顧問に関する業務</li> <li>6. <u>不動産証券化商品の仲介</u></li> <li>7. 損害保険代理業</li> <li>8. ヘルスケア事業</li> <li>9. 飲食店の企画、設計、施工、運営および経営指導</li> <li>10. 衣服、服飾品および日用雑貨品の販売および輸出入</li> </ol> <p>(新設)</p> <p><u>11.</u> 上記各号に付帯する一切の事業</p>	<p>[目的]</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地、建物の賃貸、仲介および売買</li> <li>2. 建築物の設計、施工および販売</li> <li>3. 建設資材、家具、インテリア商品の製造、販売および輸出入</li> <li>4. 建設ならびに不動産の管理および運用に関するコンサルタント業務</li> <li>5. 不動産投資顧問に関する業務</li> <li>6. <u>不動産特定共同事業および不動産証券化に関する業務</u></li> <li>7. 損害保険代理業</li> <li>8. ヘルスケア事業</li> <li>9. 飲食店の企画、設計、施工、運営および経営指導</li> <li>10. 衣服、服飾品および日用雑貨品の販売および輸出入</li> <li>11. <u>広告・販売促進に関わる企画、制作および代理業務</u></li> <li>12. 上記各号に付帯する一切の事業</li> </ol>
<p>第2章 株式</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>[単元未満株式についての権利]</p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></li> </ol>
<p>第8条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第46条 (現行どおり)</p>